

京都市告示第463号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和2年12月15日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
仁尾外科クリニック	中京区西ノ京北聖町10番地5 京都仁尾ビル	令和2年11月1日
はまなかクリニック	右京区嵯峨天龍寺中島町4	令和2年11月1日
公益社団法人信和会東山診療所	東山区今熊野泉涌寺門前町26番地4 音羽屋ビル1階	令和2年11月4日
山本クリニック	西京区桂野里町50-29	令和2年12月1日
特定医療法人桃仁会かつら透析クリニック	西京区下津林東大般若町31番地、30番地	令和2年12月1日
松井調剤薬局とういん	下京区西洞院通七条下る東町581アーバン樹下ビル1階	令和2年10月13日
すが薬局	左京区田中里ノ前町6番地	令和2年11月1日
調剤薬局たちばな	西京区大枝沓掛町13番地379MEDICAL TOWN KUTSUKAKE地下1階	令和2年3月2日
合同会社訪問看護ステーション花	西京区桂乾町1-8	令和2年11月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)